四條畷市子ども基本条例

子どもは、次代を担う社会の宝です。

全ての子どもは、かけがえのない存在で、一人の人間として尊重される権利を生まれながらに有しています。子どもたち一人ひとりの人権を保障するために、児童の権利に関する条約に定められた「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重し、その健やかな成長を社会全体で支えていかなければなりません。

子どもは、自ら育つ力と多くの可能性があり、社会との様々な関わりを経験する中で、 自立性や社会性、そして豊かな人間性を身につけます。そのために、大人は、子どもが健 やかに育つ環境をつくり、子どもを大切にする文化を醸成する責任があります。

ここに私たちは、子どもたちが、生駒山系をはじめとする四條畷市の緑豊かな自然に恵まれた環境の中で人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱きながら、次代の社会を担う大人へと成長していけるよう、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、全ての子どもを社会全体で支援するまちづくりを実現させることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)の理念に基づき、 子どもの権利を保障し、市、保護者、大人、地域住民等、施設関係者及び事業者の責務 を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、 子どもを社会全体で支援するまちづくりを推進し、もって子どもの権利が保障される社 会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 子ども 概ね18歳未満の人をいう。
 - (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する人をいう。
 - (3) 地域住民等 市内に居住し、在勤し、若しくは在学する人、又は市内で地域活動を行う人若しくは団体をいう。
 - (4) 施設関係者 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他の子どもの育成に関連する施設の関係者をいう。
 - (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人をいう。

第2章 子どもの権利と責務

(子どもの権利と責務)

- 第3条 この章に規定する権利は、子どもにとって大切なものとして特に保障されなければならない。
- 2 子どもは、年齢や発達段階などの状況に応じ、社会の一員であることの自覚を持ち、 自ら学び、考え、行動し、自分の権利が尊重されるのと同様に他人の権利を尊重しなけ ればならない。

(生きる権利)

- 第4条 子どもは、生きる権利を有しており、その権利を保障するために次に掲げること が守られなければならない。
 - (1) 命が守られること。
 - (2)病気やけがをしたら治療を受けられること。
 - (3) 愛情をもって心身ともに健やかに育てられること。

(育つ権利)

- 第5条 子どもは、育つ権利を有しており、その権利を保障するために次に掲げることが 守られなければならない。
 - (1) 学び、休み、遊ぶこと。
 - (2) 自然、文化、スポーツ、芸術を体験し、豊かな人間性を育む経験が得られること。
 - (3) 心や体に障がいがあっても、個性や誇りが傷つけられないこと。
 - (4)子ども自身の主体的な成長を妨げられないこと。

(守られる権利)

- 第6条 子どもは、守られる権利を有しており、その権利を保障するために次に掲げることが守られなければならない。
 - (1) 虐待やいじめなど、あらゆる暴力から守られること。
 - (2) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
 - (3) プライバシーが守られ、誇りや信用を傷つけられることがないこと。

(参加する権利)

- 第7条 子どもは、自分に関わることについて参加する権利を有しており、その権利を保 障するために次に掲げることが守られなければならない。
 - (1) 自分の意見や考えを自由に表明することができ、尊重されること。

- (2) 仲間をつくり、集まり、活動すること。
- (3) 社会の一員として参画し、意見が活かされる機会があること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(市の責務)

第8条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子育てについて第一義的責任を有することを認識し、子どもが、基本 的な生活習慣や社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるよう、 自らが模範を示さなければならない。

(大人の責務)

第10条 大人は、子どもの権利について理解し、子どもが豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長を温かく見守るよう努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもが地域活動に参加できる機会を設けるとともに、地域の中で子どもが健やかに育つ環境をつくり、地域社会の一員として温かく見守るよう努めなければならない。

(施設関係者の責務)

第12条 施設関係者は、集団の中での遊び又は学習を通じて、子どもが心身ともに健やかに成長し、生きる力を身につけるとともに生命の大切さを学び、次代の社会人として家庭や社会を大切にする心を育む機会を提供するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、保護者が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

第4章 子どもに関する施策

(子育て家庭への支援)

- 第14条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、その家庭の状況に応じ必要な支援を行うものとする。
- 2 市は、子育ての支援を行う団体の活動について、必要に応じた支援を行うものとする。 (子どもの貧困対策)

第15条 市は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、教育の機会均等を図るとともに、貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(虐待等からの救済)

- 第16条 市は、関係機関と連携し、子どもの虐待、いじめ等の予防及び早期発見に取り 組むものとする。
- 2 市は、虐待、いじめ等を受けた子どもに対して迅速かつ適切な救済及び当該子どもの 心身の回復に努めるものとする。

(障がい児等への対応)

- 第17条 市は、障がい児及び発達に支援の必要な子どもが適切な支援を受けることができるよう、その保護者に対する相談の実施その他の措置を講ずるものとする。
- 2 市は、保育の実施に当たっては、障がい児等の健全な発達が他の児童とともに集団生活することを通じて図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、障がい児等がその障がいの状態に応じ、十分で適切な教育が受けられるよう、 必要な措置を講ずるものとする。

(相談支援体制の充実)

第18条 市は、妊娠、出産、就学その他子どもの成長の段階に応じた問題や悩みに適切に対応できるよう、総合的な相談支援体制の充実を図るものとする。

(子どもの安心・安全を守る取組)

第19条 市は、保護者、地域住民等、施設関係者及び事業者と連携し、及び協力し、子 どもが有害な環境や犯罪、災害等から守られるよう、必要な取組を行うものとする。

(関係機関との連携)

第20条 市は、第14条から前条までに規定する施策の実施に当たっては、関係機関と の連携を図るものとする。

(広報及び啓発)

第21条 市は、この条例についての市民の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓 発を行うものとする。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。